

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-指-4	P111~112	指摘	介護保険課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>改正後の参照条文の当てはめについて</b>                      相模原市介護保険料減免取扱要領(以下「要領」という。)第12条及び第13条には相模原市介護保険条例等施行規則(以下「規則」という。)第8条を参照する旨の記載があるが、当該規則の改正に伴う条文の追加により、第6条以下が順次1つずつ条文番号が繰り下がり、改正前の規則第8条は第9条となった。このため、本来なら当該規則の改正に合わせ、要領第12条及び第13条の本文中の第8条を第9条に置き換える必要があった。本件の場合実務上は支障がないが、条例規則等の改正に際して関連する他の条例規則等の条文番号等の変更要否につき確認する必要があった。</p>	措置済 (R元.7)	相模原市介護保険料減免取扱要領第12条及び第13条を改正し、平成30年12月1日施行した。
30-指-5	P135~138	指摘	緑高齢者相談課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>介護予防福祉用具購入費の誤支払について</b>                      被保険者から申請がなされていない介護予防福祉用具購入費(16,329円)を誤って特定福祉用具販売事業者に支払ったが、相手方から指摘があるまで所管課で誤支払が発見されなかった。この件に限らず、相手方から心当たりのない入金があった旨の申し出がなく、誤支払した金額が回収されないリスクがあったと考えられる。                      2回目システム更新後リストにおいて、申請書の合計金額及び合計件数との突合を行うことが必要であったと考えられる。申請書の合計金額及び合計件数との突合が行われていれば、申請書の存在しない入力は発見されていたはずである。修正入力箇所の入力結果の確認と同時に、網羅性・正確性・実在性を担保するため、最終段階のシステム出力帳票において、申請書の合計金額、合計件数との照合を必ず実施し、全ての申請書につき、実在する取引が網羅的かつ正確に入力されていることを合計ベースで確認すべきであったと考えられる。</p>	措置済 (R元.7)	<p>本件については、不十分な支払データ確認作業に起因したものであったことから、データの確認作業を次のとおり見直した。                      1回目の確認作業として、入力した内容を出力したリストと申請書の照合による個々の入力内容の確認に加え、合計金額及び合計件数の確認をすることとした。また、修正が生じた場合、修正担当者のみがその内容を確認していたが、複数人により修正後のリストを確認することとした。                      さらに、2回目の確認作業として、1回目の確認作業で発見した不備の修正を反映したリストについて修正箇所のみを確認していたが、再度、複数人によりリストと申請書を全件照合するとともに、合計金額及び合計件数の確認をすることとした。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-指-6	P149~155	指摘	介護保険課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>「介護保険要介護認定事務等業務委託」に係る随意契約について</b>  <b>(積算の根拠について)</b>                      市はプロポーザルにより選定した相手先と随意契約を行っている。平成29年度の契約において、業者からの見積書には増額の要因として、「神奈川県最低賃金及び社会保障費用の上昇に伴い、次年度は全業務スタッフの昇給を予定しております。」、「システム変更に伴う業務処理工数の増加が発生しております。」等の理由が付されているが、市の契約関係の決裁文書には、作業量やシステム変更など見積の根拠となる資料が添付されていない。                      所管課の説明によると、『数量(処理件数や作業手順)等の情報は、仕様書別紙の「事務処理手順書(平成29年度まで)」、「業務委託事務作業内容(平成30年度から)」において具体的に提示しており、委託事業者からはこちらの情報を踏まえ、見積書の提出を受けている。金額の増加は、処理件数の増加及び作業手順の変更によるところが大きく、決裁時に上記手順書の差異を踏まえ説明を行っている。』ということであるが、支出負担行為書の添付書類には説明文書はなく、添付書類である「予算の執行にかかる根拠法令等」には、積算根拠に「別添見積書のとおり」と記載されているのみである。                      例えば、平成29年度の見積書の特記事項の欄には増額要因が記載されているが、要因別(全業務スタッフの昇給やシステム変更に伴う業務処理工数の増加など)の増加額は不明である。平成25年度及び平成28年度の見積書の特記事項の欄には、「お見積条件」として「追加業務の内容は、別紙参照ください。」とあるが、決裁文書(支出負担行為書)には別紙は添付されていない。</p>	措置済 (R元.7)	<p>市は、次年度予算の積算の段階で、仕様書において積算の根拠となる数量等を示し、委託業者は仕様書を基に実績を勘案し、見積額を算出している。                      市では、その見積額の根拠等について、委託業者に聞き取りを行い、金額等の妥当性を検証した上で契約を行ってきたが、平成31年度の契約からは、その検証結果についても決裁書類として保存するよう改めた。                      また、積算基準については、法改正により業務内容に変更が生じるなど、一律に定めることが難しいことから、引き続き年度ごとに、契約金額の妥当性について検証する。                      なお、平成25年度及び平成28年度の見積書の別紙については、委託業者から受領していたものの、決裁書類の添付文書から漏れていたことから、追加で添付した。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
				<p>また、平成27年度及び平成28年度には、それぞれ予想申請件数年間26,900件及び28,406件とあるが、このために金額がいくら増加するのかが不明である。</p> <p>プロポーザル方式により業者を選定し、その後随意契約を締結するのであれば、金額の積算基準を定めておくべきであり業者の見積額をそのまま契約金額とするのは適切ではない。決裁に必要な文書は決裁書類の添付文書として公文書として保存すべきである。</p>		
30-指-7	P149~155	指摘	介護保険課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>「介護保険要介護認定事務等業務委託」に係る随意契約について</b>  <b>(追加業務について)</b></p> <p>平成28年度の契約において業務の追加(10業務)により1割以上契約金額が増加しているが、前年度の平成27年度にも業務内容の追加が行われている。追加業務については、見積書に追加業務の総額が記載されているが費用の内訳は明示されていない。</p> <p>平成28年度の見積書には、「追加業務の内容は、別紙参照ください。」とあるが、前述のとおり、別紙は支出負担行為書の添付文書には保存されていない。金額の積算根拠は不明である。</p> <p>随意契約の相手方である候補者の選定は平成24年度に行われているが、その後の委託金額の増加や平成28年度に業務の大幅な増加が見込まれていたのであれば、この時点でプロポーザルによる委託候補者の選定を行うべきであった。</p>	措置済(R元.7)	<p>平成27年度及び平成28年度見積書の費用内訳については、委託業者から受領していたものの、決裁書類の添付文書から漏れてしまっていたことから、追加で添付した。</p> <p>また、法改正への対応等により業務内容の変更等が必要となる場合には、プロポーザルにより選定した業者と継続して1者随意契約を締結することについての妥当性を検証する。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-1	P23~27	意見	国民健康保険課	<p><b>【国民健康保険事業】</b>  <b>収納率の改善について</b>  <b>(さがみはら都市経営指針等との整合性)</b>                      平成10年の「行政改革大綱」で定めた国民健康保険税現年度分収納率の目標値は平成19年に達成したものの、直後の経済不況等の影響により収納率が悪化し、落ち込んだ収納率はその後徐々に回復したが、その回復の度合いは他の自治体と比較すると見劣りするものであり、平成28年度の現年度分収納率の目標は未達となっている。</p>	対応済 (R元.8)	<p>収納率の目標については、平成29年10月に「市国民健康保険財政健全化方針(平成30年度~平成32年度(令和2年度))」(以下「財政健全化方針」という。)において設定しており、平成30年度については、目標値を達成した。引き続き、当該方針に基づき収納率の向上に努める。</p> <p><b>【平成30年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度分 目標値 90.26% 実績値 90.58%</li> <li>・滞納繰越分 目標値 14.5% 実績値 14.99%</li> </ul>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-2	P23~27	意見	国民健康保険課	<p><b>【国民健康保険事業】 収納率の改善について (収納率改善対策の有効性)</b></p> <p>国民健康保険事業に要する費用に充てるための徴収金については、保険料として徴収している自治体と保険税として徴収している自治体がある。徴収権の消滅時効期間が保険料方式2年に対し保険税方式は5年となるため、滞納繰越分の調定金額が大きくなり、保険税方式の滞納繰越分収納率は保険料方式に比較して低くなる傾向がある。</p> <p>相模原市は保険税として賦課・徴収しているの、同じ保険税方式を採用している自治体であるさいたま市と比較すると、同市の平成28年度の現年度分の国民健康保険税収納率は90.97%、滞納繰越分の国民健康保険税収納率は25.94%と現年度分については2.11ポイント、滞納繰越分については12.35ポイントも相模原市が下回っている。</p> <p>徴収職員1人あたりの滞納世帯数が3,445世帯(平成28年度)と非常に高い水準にある(指定都市20市の比較で最も多い)。滞納世帯の割合も、平成27年度29.5%と収納率の高い県内他市と比較すると2倍を超える高い率になっている。</p> <p>滞納整理を中心にした債権回収の取組により、収納率に改善が認められるものの、徴収職員数の不足や、滞納防止のための諸施策の早期実施等、効果的な徴収組織体制が確立されていなかった。これが収納率の改善速度を遅らせ、県内市比較での収納率の相対的順位を引き下げ、平成27年度の現年度分収納率が神奈川県内19市中最下位という結果をもたらしたといえる。</p>	対応済 (R元.8)	<p>財政健全化方針に基づき、収納率向上対策の推進として「口座振替の推進」、「コールセンターを活用した納付勧奨等の実施」、「滞納整理の充実強化」、「資格適用の適正化の推進」を取組項目として掲げ、収納率の向上を図っているところである。</p> <p>具体的には、滞納防止の取組として「ペイジー口座振替受付サービス」(平成30年3月導入)の活用による口座振替の推進や、「市国民健康保険コールセンター」(平成30年8月導入)の活用による職員の業務の軽減及び非常勤一般職員の新たな任用や課内の徴収組織体制の見直しにより、不足する徴収職員の補完を行うなど、体制の強化を図った。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-3	P36～39	意見	国民健康保険課	<p><b>【国民健康保険事業】</b>  <b>高額療養費の支給と国民健康保険税の滞納について</b></p> <p>高額療養費の申請者又は同居の親族が窓口を訪れた場合には、その際に保険税の滞納について知らせ、納付をお願いすることもできるが、それ以外の者が窓口を訪れた場合、又は申請書が郵送で送付されてきた場合は、滞納保険税に関する納付交渉の機会すら生じない。</p> <p>一部の業務では、高額療養費の請求を受け付ける給付班と保険税を収納する収納班に連携はなく、高額療養費の請求があったことは収納班には伝えられておらず、高額療養費等について相続が発生した場合など、収納班では労力をかけて相続人の特定、住所地の把握等を行っている。</p> <p>さらに、法律上は保険税の滞納者のうち、一定期間を経過した者については保険給付の全部又は一部の一時差止をするのが原則であり、一定期間を経過する前であっても特別の事情がなければ保険給付の全部又は一部の差止ができるので、この制度を活用して滞納者との交渉の機会を確保し、特別の事情の有無について調査すべきところであるが、これが必ずしもなされていないため、保険税の悪質滞納者であっても保険給付は無条件で受けられることになる。</p> <p>上記の状況を改善するための方法として、保険税の滞納がある世帯主に対しては、高額療養費の申請書に保険税滞納による通知及び納付書を同封することとし、高額療養費を申請する機会に同時に滞納保険税の納付が検討されるようにすべきである。また、給付の一時差止の制度を利用して滞納者との交渉の機会を確保し、なお保険税を納付しない場合には、資格証明書の発行世帯については、当該一時差止に係る保険給付の額から滞納している保険税額を控除するようにして、滞納保険税の徴収に努めるべきである。</p> <p>また、給付の一時差止の制度を利用して滞納者との交渉の機会を確保し、なお保険税を納付しない場合には、資格証明書の発行世帯については、当該一時差止に係る保険給付の額から滞納している保険税額を控除するようにして、滞納保険税の徴収に努めるべきである。</p>	対応済(R元.8)	<p>平成31年3月から高額療養費支給申請書発送の際に、保険税額1万円以上の滞納者に対し、滞納を知らせる通知書を同封した。また、平成31年4月からは、保険税額1万円未満の滞納者へも対象を拡大し、滞納を知らせる通知と納付書を同封し、納付勧奨を行っている。</p> <p>また、資格証明書の発行世帯については、引き続き、「国民健康保険税を滞納している世帯に係る被保険者証等の取扱いに関する要綱」に基づき適切に対応していく。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-5	P39～44	意見	国民健康保険課 総務法制課	<p><b>【国民健康保険事業】 保険給付の制限について (行政の内部統制上の問題について)</b></p> <p>要綱に則って行政を運営していくのであれば、関連法令等の改正を適時・適切に反映する必要があるが、数度にわたる国民健康保険法の改正がありながら、法律の改正の趣旨を踏まえた要綱の見直しが適切に行われなかったことは問題であり、これをチェックする仕組みが行政内部に存在しないことが更なる問題である。</p>	対応済 (R2.1)	<p>本市では、平成22年度に策定した条例等整備方針及び既存条例の見直しについて(平成30年3月改定)に基づき、既存の条例、規則及び規程の適時性(必要性、有効性、効率性、適法性等の観点に照らし、その規定内容は適切か。)の見直しをすることとしている。</p> <p>要綱についても、令和元年5月に再度同様の観点から見直しを実施するよう各局に通知し、所管課による関連法令の改正等に係る日々の確認のみならず、統一した観点からの適切な見直しを図った。</p> <p>今後も引き続き関連法令等の改正を適時に確認し、見直しの必要性について検討し、適切に対応する。</p>
30-意-6	P44～46	意見	国民健康保険課	<p><b>【国民健康保険事業】 未収債権の整理について (国民健康保険課の人員配置について)</b></p> <p>徴収職員1人当たりの滞納世帯数は平成28年度3,445世帯と他の政令市に比較して著しく多くなっており、滞納者に対する働きかけが十分にできない状況にあるのが実情である。適切な数の徴収人員の配置が望まれる。</p>	対応済 (R元.8)	<p>「ページ口座振替受付サービス」(平成30年3月導入)や「市国民健康保険コールセンター」(平成30年8月導入)の活用による事務改善を図り、事務の効率化による徴収事務の体制を強化した。</p> <p>職員の配置については、平成31年4月から正規職員増員の対応を講じ、また、非常勤一般職員を新たに任用するなど徴収体制の更なる充実を図った。</p> <p>今後さらに、「市債権回収推進会議」においても効果的な徴収組織体制の検討を進める。</p>
30-意-7	P44～47	意見	国民健康保険課	<p><b>【国民健康保険事業】 未収債権の整理について (債権回収に通じた人員の配置)</b></p> <p>徴収人員9人のうち4人は徴収部門の経験が1年以内であり、税の徴収に関する専門知識のある者、経験のある者を優先的に集める体制にはなっていない。債権回収の特殊性に鑑み、職員の教育研修を引き続き行うとともに、人員配置においても専門知識を有する者や、経験者を優先的に配置し、効果的な組織体制を形成することが望まれる。</p>	対応済 (R元.8)	<p>引き続き、債権対策課や外部機関等による研修へ参加することにより専門知識を深めるほか、経験のある職員等の配置について人事部門と調整を図っていく。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-8	P44～47	意見	国民健康保険課	<p><b>【国民健康保険事業】</b>  <b>未収債権の整理について</b>  <b>(効果的・効率的な債権管理体制の確立)</b></p> <p>徴収担当職員9人に割り振りし、各人が閉鎖されたシステム内の記録簿を作成して交渉の進捗状況を管理しているが、記録簿の記載フォームは一定の項目以外は各人の裁量に委ねられ、各人が作成した記録簿を管理上どのように利用するかについても明確な方針は決まっていない。記録簿の記載内容の標準化を含め更なる検討を行い、効果的・効率的な管理体制を確立することが望まれる。</p>	対応済 (R元.8)	記録簿の記載内容については、滞納整理方針や現在の状況を定型文で入力できるようにすることで標準化を図っており、令和元年度から所属長による滞納整理が適切に実施されているかの判断や進行管理がより確実にできる管理体制を構築した。
30-意-9	P47～50	意見	税制・債権対策課	<p><b>【国民健康保険事業】</b>  <b>市税等の債権回収との連携について</b></p> <p>市民税、固定資産税等と国民健康保険税はいずれも市税であるから、滞納処分にあたっては、一括して行うことが可能なところ、原則的には各所管課が滞納者に連絡を取り、財産調査を行い、滞納処分を行うことになっている。現状では債権所管課において債権整理することが困難となった債権について債権対策課に移管して回収することとなっているが、市全体としての債権回収の効率を考えた場合には、複数の債権所管課において滞納となっている等一定の要件を満たし、債権対策課においてまとめて整理することが効率的と考えられるものについては、原則として債権回収の専門家が揃っている債権対策課に移管して整理するようにしてはどうかと考える。債権回収を行う市の側の事務負担が軽くなると同時に、納税者にとっても、複数の所管課から個別に滞納処分を受けるよりも、一括して滞納処分を受ける方が負担は軽い。</p>	対応済 (R6.1)	令和4年度から市税と国民健康保険税の収納管理及び徴収業務の一元化を実施し、納税相談等のワンストップ化による住民サービスの向上や業務の効率化等を図った。



平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-10	P50～51	意見	国民健康保険課	<p><b>【国民健康保険事業】</b>  <b>国民健康保険税滞納についての市民への啓発・告知について</b></p> <p>滞納が継続すると短期被保険者証が交付され、さらに続くと被保険者証の返還と資格証明書の交付がなされ、医療機関でかかった費用がいったん全額自己負担となることについては、国民健康保険のしおりや市のホームページにも簡潔に記載があるところではあるが、現状あまり活用されていないことから、市民への啓発・告知も必要最小限のものとなっているように見受けられる。同制度を活用するにあたっては、市民への啓発・告知を十分に行い、制度の理解を深めていただくことにより、国民健康保険税滞納の予防効果が十分に生じるよう対策されることが望まれる。</p>	対応済(R2.1)	<p>「国民健康保険のしおり」に掲載している保険税を滞納した場合の措置について、滞納処分の説明の追加や、制限証(短期被保険者証及び資格証明書)の交付までの流れ等を整理するなど、より分かりやすい記載に改めた。当該しおりについては、令和元年6月発送分から納税通知書への同封により全加入世帯に送付するとともに、各種窓口に配架するなど制度の周知に努めている。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-12	P59～63	意見	国民健康保険課	<p><b>【国民健康保険事業】</b>  <b>補助金(保険者努力支援制度)について</b></p> <p>国民健康保険制度改革の中で、公費拡充による保険者努力支援制度が設けられた。保険者努力支援制度は、保険者の医療費の適正化に向けた取組を財政的に支援しようとするもので、制度は平成30年度から予算措置されるが、制度の前倒し分として平成28年度及び平成29年度に現行補助制度に前倒しで反映することとされた。</p> <p>財政健全化方針には、健全財政の確保のために保険者努力支援制度を活用して特定財源の確保に努めると記載されている。</p> <p>「糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況」については、改善が図られ点数も向上したが、一部の指標には改善が見られない。平成29年度の申請に関しては、平成26年度と比較して、平成27年度に特定健康診査の受診率や、特定保健指導の実施率が一定のポイント以上向上しているか、又は平成27年度の実績が全自治体の上位5割に入っていれば得点が与えられる仕組みになっているが、条件を満たすことができなかった。</p>	対応済(R元.8)	<p>保険者努力支援制度については、平成30年度において、県内33市町村のうち2番目となる得点を獲得した。</p> <p>特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に向けては、平成30年3月に策定した「相模原市国民健康保険データヘルス計画(第2期)・特定健康診査等実施計画(第3期)」に基づき、特定健康診査については、休日会場健診の実施や受診勧奨等、また、特定保健指導については、日曜教室の実施や利用勧奨等に取り組んでいる。</p> <p>引き続き、保険者努力支援制度における更なる得点獲得に努める。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-14	P64~67	意見	国民健康保険課	<p><b>【国民健康保険事業】</b>  <b>在留外国人の不適正事案の調査対象について</b>            厚生労働省より通達が出され、平成30年1月より1年間の試行的な通知制度として、「偽装滞在」により、国民健康保険に加入して高額な医療サービスを受ける在留外国人(「在留外国人不適正事案」)を通知する等の制度が開始された。            平成29年度の適用期間(平成30年1月から3月まで)における、国民健康保険限度額適用認定証の新規発行は1,237件であり、この内、(国保)資格取得から1年以内に申請のあった外国籍の被保険者(永住者以外)は、4人であった。就労または就学状況を調査した結果、異常は認められず地方入国管理局への通知実績はなかった。            通達では国民健康保険限度額適用認定証が申請された場合以外でも、「その他高額な医療を受ける蓋然性が高いと市町村が判断した場合」にも調査を要求している。            従って、国民健康保険限度額適用認定証を発行した場合に対象者を限定すべきではなく、レセプト情報から追加で調査対象者を抽出すべきである。</p>	対応済 (R元.8)	<p>試行運用を経て、平成31年1月に国から新たな通知が発せられ、具体的な調査対象者が示された。これにより、試行運用時の在留外国人の聞き取り調査の対象である限度額適用認定証の交付申請者に加え、高額療養費、海外療養費、出産育児一時金の申請者にも調査対象が拡大されたため、当該通知に基づき実施している。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-15	P67~71	意見	国民健康保険課	<p><b>【国民健康保険事業】</b>  <b>決算補填等目的の法定外繰入金について</b>                      相模原市では、最近では平成25年度及び平成28年度に保険税の引上げを行っているが、平成29年度においても決算補填等を目的とした約29億円の一般会計繰入金が行われており、国民健康保険事業の支出(保険給付等の支出増)を保険税と国庫補助金等で賄うべきところを保険給付等の支出増に保険税の引上げが追い付いていない状況にある。                      県が策定した「神奈川県国民健康保険運営方針」においても、決算補填等を目的とした法定外繰入金について解消・削減に向けた取組を進めるよう各市町村に求めているところであり、決算補填等を目的とした法定外繰入金の解消に向けて保険税の引上げ等の取組を行う必要がある。</p>	対応済(R元.8)	<p>平成29年2月に策定した「第2次さがみはら都市経営指針実行計画」及び県が平成29年9月に策定した「神奈川県国民健康保険運営方針」を踏まえ、同年10月に財政健全化方針を策定し、決算補填等を目的とした法定外繰入金を段階的に解消することとした。                      平成30年度については、県から示された標準保険料率等を参考に保険税率の引き上げを行うなど、財政健全化方針において定めた目標値(決算補填等を目的とした法定外繰入金を24億円とする。)を達成する見込みである。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-16	P71～75	意見	国民健康保険課	<p><b>【国民健康保険事業】</b>  <b>国民健康保険事業特別会計の健全化について</b>  <b>(実行計画の目標について)</b>  「さがみはら都市経営指針実行計画」(以下「第1次実行計画」という。)では、取組項目に国民健康保険事業特別会計の健全化が掲げられているが、内容は「国民健康保険事業特別会計における保険給付費や後期高齢者支援金、介護給付金などの歳出に対し、適切な国民健康保険税率の設定に努める。」であり、医療費の適正化など歳出に対しての目標は設定されていない。  平成29年度以前の成果として明確なのは、保険税率の引上げである。  第1次実行計画の国民健康保険事業特別会計の健全化については、国民健康保険税率の改定以外には、一般会計からの繰入金を抑制し、国民健康保険事業特別会計の健全化には寄与しているものはない。別の項目において、債権回収の強化が目標として掲げられていたが、国民健康保険税の収納率目標は達成されていない。  結果として、第1次実行計画の達成目標としては不十分であった。</p>	対応済 (R元.8)	<p>国民健康保険事業特別会計の健全化については、財政健全化方針において、決算補填等を目的とした法定外繰入金の段階的な削減、国民健康保険税収納率(現年度分)の向上・収入未済額の削減、医療費・保険給付費の適正化を達成目標に掲げ、各取組を推進している。  なお、平成30年度以降の国民健康保険税の収納率については、財政健全化方針に基づく目標達成に努める。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-17	P71～76	意見	保険企画課	<p><b>【国民健康保険事業】</b>  <b>国民健康保険事業特別会計の健全化について</b>  <b>(新総計の成果目標について)</b></p> <p>平成22年3月に策定された「新・相模原市総合計画」では、「施策11医療体制の充実」のなかの取り組みの方向において、「3 国民健康保険制度・高齢者の医療制度の充実」が掲げられており、その内容は、「国民健康保険制度の普及啓発や、円滑な財政運営に努めるなど、制度の充実に向け、必要な取り組みを進めます。」と述べられているが、「主な事業」と「成果指標」に国民健康保険制度に関する記述はない。</p> <p>「新・相模原市総合計画」の推進のための実施計画である「後期実施計画」(平成29年度～平成31年度)においても、各施策について「3年間に実施する主な事業」が記載されているが、国民健康保険制度についての記述はない。主な事業について成果指標等を示す方が市民にとって分かりやすいと思われるが、結果として、国民皆保険の時代において「国民健康保険制度の普及啓発」とは何か不明なものとなっている。</p>	対応済(R3.3)	<p>令和元年7月に策定した現在の「未来へつなぐ さがみはらプラン～相模原市総合計画～」(令和2年度～令和9年度)において、国民健康保険に関連した成果指標については次のとおり総合的な施策の中で定めた。</p> <p>施策10「健康づくりの推進」・取組の方向「健康づくりと生活習慣病予防対策の充実」・成果指標「健康診断の受診率(1年間に健康診断を受けた市民の割合)」</p> <p>施策44「効率的な行政サービスの提供」・取組の方向「歳出の見直しと歳入の確保」・成果指標「収入未済額の削減率」</p> <p>また、令和3年度～令和5年度の国民健康保険事業においては「相模原市国民健康保険事業計画」を策定し、収納率向上・保健事業の実施・医療費適正化などの取組内容や目標値を定めることとした。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-18	P105~107	意見	介護保険課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>保険料収納率の向上について</b>                      現年度分調定額のうち普通徴収の割合は微少なながらも減少傾向にあるが、第1号被保険者のうち普通徴収となっている者の収納率が低迷(=滞納が多い)していることに問題がある。                      市では、滞納額が高額となる案件や処理困難な案件の集中的な債権の回収は債権対策課に移管して行っている。                      介護保険料の収納管理を担当しているのは、介護保険課の保険料班10名のうち、収納管理担当4名である。収納管理担当は、督促状や催告書の発送、口座振替手続き、給付制限、納付相談等を担当している。介護保険課として滞納予防策として督促状や催告書の送付を行っているが、徴収のための人員・時間が十分ではないと考えられる。                      現状、介護保険課には徴収を専門に行う人員はいない。                      また、介護保険料の延滞金は平成29年1月からシステム変更したことに伴い延滞金納付書を随時送付することが可能となった結果、収納金額が大幅に増加したことを踏まえ、現状年4回催告書を送付しているがその頻度を高めること、催告書送付時に、時効前の保険料に係る納付書・口座振替の案内等も併せて同封すること、現年度分の滞納者に対して年度末前の一定期間に電話催告を行うこと等、年度を跨いで滞納とならないよう収納率向上への取組が必要と思われる。</p>	対応済(R2.1)	<p>新規資格取得者の滞納防止のために65歳到達者や転入者に対し、被保険者証を送付する際に口座振替依頼書を同封する取組を継続するとともに、新たに督促状の送付とともに納付書を同封することとした。また、債権対策課において、例年、年度当初に実施している電話催告に加え、令和元年度については、滞納が繰り越される前の年度末に実施するなど、早期の滞納防止に力点を置いて取り組んでいる。                      さらに、被保険者の利便性の向上や納付機会の拡充を図るため、令和2年度中のコンビニ納付導入に向け取り組んでいる。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-19	P108~111	意見	介護保険課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>生活保護費の上乗せ支給と介護保険料滞納について</b>                      65歳以上の生活保護受給者は、生活扶助に介護保険料分が上乗せされているため、介護保険料の実質的な負担は生じない。                      しかしながら、生活保護受給者でも介護保険料を滞納している状況が見受けられる。                      法令で認められている代理納付制度は本人への支給前に介護保険料分を生活保護費から差し引くことになるため、委任状なしで代理納付を開始することに躊躇する向きもあるかもしれないが、生活保護費の交付目的に反する使用は、公平性の観点からも問題であることから、福祉事務所等の保護実施機関とより一層の連携を取り、滞納が生じないような対策を行う必要がある。</p>	対応済 (R元.8)	<p>生活保護受給者の普通徴収介護保険料は、原則、代理納付としているが、代理納付に同意が得られない者については、滞納が確認された場合は納付について指導し、それでもなお滞納が続いた場合には、職権で代理納付に切り替えることとしている。当該運用をより確実なものとするため、介護保険料に未納がある生活保護受給者を抽出し、該当者について各福祉事務所に対し状況確認を依頼するとともに、代理納付としていない理由について回答を求めることとした。                      今後も、定期的に該当者の抽出を行い、各福祉事務所と連携し代理納付を推進する。</p>



平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-20	P112~114	意見	介護保険課	<p><b>【介護保険事業】 介護給付適正化計画について</b></p> <p>厚生労働省の「第3期 介護給付適正化計画に関する指針について」(以下「指針」という。)では、「各保険者は第3期において実施する具体的な事業の内容及びその実施方法とその目標を実施目標として定めることとする。」とされているが、相模原市では、市町村介護給付適正化計画は、平成29年度までの期間においては策定されていない。</p> <p>指針においても、介護給付の適正化事業は、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら積極的に取り組むべきものであり、各保険者において自らの課題認識の下に取組を進めていくことが重要であるとされており、また、保険者機能を高めるべく、目標と計画性をもって、重点や手段・方法を工夫しながら取組を進めるとされている。市町村介護給付適正化計画の策定が必要であったと考えられる。</p>	対応済 (R元.8)	平成30年度から平成32年度(令和2年度)を期間とする第7期相模原市高齢者保健福祉計画(以下「第7期高齢者保健福祉計画」という。)において、「介護給付適正化に向けた具体的な取組」(本市介護給付適正化計画)を定め、介護給付適正化を推進している。

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-21	P115~117	意見	介護保険課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>介護給付適正化の各事業について</b>  <b>(要介護認定の適正化)</b></p> <p>指針は、「一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び保険者内の合議体間の差等について分析を行い、また、認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護認定調査の適正化に向けた取組を実施する。」としている。</p> <p>相模原市は、全国数値と比べて、中重度の認定率が高く、また、認知症高齢者の自立度 以上の比率が高い。それだけ相模原市の介護給付費負担が他の市町村よりも重くなりうると考えられるが、この点所管課は基礎情報について複合的要因が考えられると分析し、業務分析データの全国数値との比較をきっかけとして調査項目の運用見直しと定義の再確認を要する項目の周知を図ったとしている。</p> <p>上記数値が地域特性によるもの等、相模原市の被保険者の要介護度の実態を示している結果なのか、あるいは、認定調査の適切性が不十分であるのかといった検討をし、保険者として、市民に説明するため、各種統計数値の原因分析を実施することは必要である。</p>	対応済 (R元.8)	<p>厚生労働省の業務分析データから原因分析を行っており、平成30年度から一部調査項目の運用変更を実施するなど、業務に反映を行っている。</p> <p>厚生労働省の業務分析データは、毎年公表されるため、運用変更等の結果の分析も含め、引き続き認定調査の適正化に努める。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-22	P115~119	意見	介護保険課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>介護給付適正化の各事業について</b>  <b>(ケアプラン点検)</b></p> <p>指針ではケアプラン点検について、「介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善する。」としており、優先的に実施する事業の一つとされているが、相模原市では、平成29年度の対象事業所数が9事業所と試験的な実施に留まっている。</p> <p>指針でも、「毎月漫然と同様のケアプランを作成している介護支援専門員や居宅介護支援事業所が存在する場合もある。」としている状況であり、ケアプラン点検のさらなる実施が必要であったと考えられる。</p>	対応済 (R元.8)	<p>第7期高齢者保健福祉計画において、ケアプランの点検実施率について次のとおり目標を定めており、引き続き、目標達成に向け更なる実施に取り組む。</p> <p>実施率目標【対居宅介護支援事業所数・通算】</p> <p>平成30年度 5%【実績20事業所 9.5%】</p> <p>平成31年度(令和元年度) 15%</p> <p>平成32年度(令和2年度) 25%</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-23	P119~120	意見	介護保険課、各高齢・障害者相談課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>介護給付適正化の各事業について</b>  <b>(住宅改修等の点検)</b></p> <p>指針では、「保険者が福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進める。」としている。</p> <p>福祉用具購入については、当該福祉用具の必要性について書面上で確認を行っているものの、指針にある訪問調査等の福祉用具購入・貸与調査や効果の実態把握は実施されなかった。適正化システムの出力帳票を活用し、例えば、確認が必要な貸与品目の多い事業者から優先的に訪問調査を実施する等、費用対効果に留意して実施することは可能であったと考えられる。</p>	対応済(R6.1)	<p>第8期高齢者保健福祉計画に基づき、令和3年10月、居宅介護支援事業所等を対象に給付適正化システムを活用した福祉用具貸与調査を実施した。</p> <p>令和3年12月に調査結果の集計、令和3年度中に必要性や利用状況等の確認が必要と思われる利用者の抽出、令和4年5月に訪問調査を実施した。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-24	P115~122	意見	介護保険課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>介護給付適正化の各事業について</b>  <b>(給付実績の活用)</b></p> <p>指針において、「国保連で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る。」とされているが、給付実績の活用については、活用実績はない。この点、例えば、「福祉用具貸与費一覧表」について、平成30年3月度データによると、提供単位数が全国平均の100%を上回るものが全体の70%を超えていた。これらの福祉用具の貸与にあたり、他の市町村よりも高い価格で給付を行っているものが含まれていた可能性はある。</p> <p>また、同月の「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」については、認定調査の際の身体機能・生活機能等に関する認定情報と提供サービスが整合していないデータとして、3,000件以上が出力されている。これは、被保険者の実際の身体機能・生活機能に見合わないサービス提供がなされている可能性があるものである。「確認が必要と思われる事項」があるにも関わらず、確認がなされていない。少なくとも、給付実績の活用において活用頻度が高い5帳票について、毎月、一定の範囲の取引についての確認を行い、過誤調整や、介護事業者の指導を行うべきと考える。</p>	対応済(R3.3)	<p>第7期高齢者保健福祉計画に基づき、給付実績を活用できる介護給付適正化システムを導入した。</p> <p>令和2年度は、令和元年度における認定情報と提供サービスが整合していないデータを抽出し、約250の事業者に対して調査を行い、ケアプランの見直しや過誤調整等を指導した。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-25	P122~123	意見	高齢政策課 介護保険課	<p><b>【介護保険事業】</b> <b>指導監督との連携について</b></p> <p>介護給付適正化計画に関する指針において、「指導監督事務において対象となった事業者及び適正化事業において抽出された事業者の情報については、保険者内において相互に情報共有を図る。」とされているが、介護保険課と指導監督を担当する高齢政策課の間で、これらの情報共有は行われていない。</p> <p>また、同様に、「国保連の審査において、返戻及び減額等の請求が多い事業者に対して、保険者による重点的な指導監督を実施する。また、適正化システムにおいて出力されたデータの状況分析等を実施し、重点的な指導監督を実施する。」とされているが、この点も同様に、介護保険課から高齢政策課への情報提供は行われていない。</p> <p>効率的な指導監督を行うために、介護保険課及び高齢政策課で情報を双方向で十分に共有し、実地指導の対象事業所選定に活用する等、検討が必要である。</p>	対応済 (R2.1)	令和元年7月に作成した令和元年度実地指導計画の中に適正化システムの活用を位置づけ、実地指導の際の事前資料として情報の活用を開始した。

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-26	P123~127	意見	介護保険課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>申請から認定結果通知までの日数について</b>                      介護保険法では、認定申請のあった日から30日以内に認定結果を通知しなければならないとされている。相模原市の平成29年度における申請から認定までの平均処理日数は36.9日となっており、法に定める期間を超えている。                      介護度によって居宅サービス等の利用できる上限額(区分支給限度基準額)が異なり、利用限度額を超える部分は全額自己負担となるため、認定結果通知及び被保険者証が利用者に到着するまでは、十分な介護サービスを受けることができなくなってしまう恐れがある。                      制度上、現状の認定手続の流れでどの部分に根本的な問題があるのか調査し、申請から認定結果までの日数を短縮する必要な措置を講じる必要がある。</p>	対応済 (R元.8)	<p>定期的に、要介護認定に係る申請件数に加え、調査票や意見書の受領期間、認定期間等を分析・検証し、市職員や委託業者にフィードバックを行い、認定期間の短縮に努めているところである。                      なお、認定期間については、全国及び県平均と比べ短期間となっているが、更なる認定期間の短縮に向け、継続して取り組んでいく。(平成29年度実績：本市36.9日、全国38.0日、神奈川県38.2日)</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-27	P128~130	意見	介護保険課	<p><b>【介護保険事業】 居宅介護支援事業者等への認定調査委託について</b></p> <p>認定調査の一部については居宅介護支援事業者等に委託して実施しており、このため、事業者が介護給付サービス費を多く収受しようとする、若しくは、認定申請者及びその家族が、要介護度がより重篤の状況に認定されると使えるサービスの量が増えるので、認定調査側に働きかけて介護認定度合いの重篤度を高くしてしまう誘因が生じるリスクがある。</p> <p>介護保険サービス提供事業所と認定調査員の所属する事業所が同一法人やグループ法人等の場合に、例えば市職員による訪問・被保険者との面談を一定割合で実施すること、あるいは、大幅な軽度への変更となった案件の認定申請者については、次回更新及び区分変更の審査の際、ダブルチェックを行うこと、別の認定調査員による認定調査を行う等、認定申請者及びその家族からの働きかけを排除するための体制を整備することも検討する余地がある。</p>	対応済 (R元.8)	<p>居宅介護支援事業者等へ認定調査を委託する際は、委託契約書において、適正な要介護認定調査の実施について定めており、また、市で開催する調査員研修においても、指導に努めている。</p> <p>今後、ケアプラン点検等の介護給付適正化事業とも連携し、継続して適正化を図っていく。</p>



平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-28	P130~134	意見	高齢政策課 介護保険課	<p><b>【介護保険事業】 介護報酬の未返還について</b></p> <p>実地指導の結果、介護報酬の算定が不適切であることが認められた場合には、事業者は自主点検を行い、市に介護給付費過誤申立依頼書を提出し、翌月以降の介護給付費の請求時に精算が行われる。しかしながら、平成29年12月20日に実地指導を行なった事業者については、平成30年2月28日に、返還額の算出及び介護給付費過誤申立依頼書の提出を拒否されたにも関わらず、半年以上経過するまで返還金の請求が行われなかった。結果的に、公法上の非強制徴収公債権である介護報酬の返還金9,015,614円が、現時点においても回収されていない。</p> <p>また、当案件に関しては、平成30年3月1日付で、「介護保険法に基づく実地指導に係る改善結果報告書及び点検結果報告書の報告と、関係保険者への通知について」として決裁が行われているが、当該決裁文書に、介護給付費過誤申立依頼書の提出拒否については記載されておらず、債権が回収されないリスクがあることが公式には報告されていない。</p> <p>なお、自主点検の結果、指導内容が十分に反映された介護給付費過誤申立依頼書が作成されているかについて、高齢政策課においても介護保険課においても確認していないため、事業者が自己に有利な自主点検結果を報告しても発見されないリスクも存在すると考えられる。</p> <p>高齢政策課(指定・指導班)と介護保険課が密接に連携し、実地指導により判明した介護報酬の返還金の回収遅延や回収漏れが生じないよう、情報共有の仕組みと責任の所在を明確にした運用を行う必要がある。</p>	対応済 (R2.1)	未回収返還金については、返還に向け事業者と調整を進めているところであるが、このような事態を招かないよう、実地指導の結果、介護報酬の返還が必要となった場合について、指導内容が適切に反映された過誤申立書が事業者から提出されているか高齢政策課において確認を徹底するとともに、その介護報酬返還金の回収状況の進捗が介護保険課及び高齢政策課で共有できる仕組みを構築した。

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-29	P138~140	意見	緑高齢者相談課 中央高齢者相談課 南高齢者相談課	<p><b>【介護保険事業】</b> 住宅改修費支給申請書の事後申請未了データの取扱いについて</p> <p>住宅改修費支給申請書の事前申請が終わっているもののうち、事後申請が行われていないものについては、有効期間の定めはないが、特段の取扱いの定めもなく、事後申請の処理漏れ・支給漏れが生じたとしても、発見できる体制になっていない。</p> <p>事後申請の処理手続の遅れや処理手続漏れ、あるいは支給の遅れや支給漏れ発生を予防するための措置として、少なくとも所管課において、事後申請を行っていない各申請者のその後の状況を確認し、記録として管理するべきと考える。</p>	対応済 (R元.8)	事後申請が未了となっている住宅改修施工業者等に対し、定期的に事前申請のあった改修工事の実施状況を確認し、必要に応じ事後申請の勧奨等を行うこととした。
30-意-30	P140~142	意見	高齢政策課	<p><b>【介護保険事業】</b> 在宅医療・介護連携推進事業に係る委託料について</p> <p>「平成29年度 医療・介護連携推進事業業務委託仕様書」によると、在宅の要介護者等に係る医療及び介護の連携に関すること並びに介護に関することについて意見交換するための意見交換会を「原則として年5回の開催とする。ただし、必要な場合は、発注者と協議のうえ、開催回数を増やすことができる。」と定めているが、実施報告書によると前期(4月~10月)に3回実施したのみで後期(11月~3月)は実施されていない。</p> <p>平成28年度までの委託仕様書では「原則として年4回の開催とする。」としていたものを平成29年度から「原則として年5回の開催とする。」としており、必要性があったと考えられる。</p>	対応済 (R元.8)	意見交換会の回数は、当初想定していた以上の成果が迅速に得られたことから、受注者と協議の上で減らしたものであるが、今後、事業の実施内容に変更等が生じる場合には、その都度、変更の可否について判断するとともに、協議結果について資料を作成し保存することとした。 <p>なお、平成30年度については、仕様書のとおり適切に実施した。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-31	P142~144	意見	高齢・障害者支援課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>高齢者・介護家族電話相談事業に係る委託料の費用負担について</b></p> <p>相模原市では、高齢者介護家族電話相談事業「ホッと!あんしんダイヤル」として、高齢者を介護する家族の健康などに関する悩みや不安を解消し、精神的・身体的な軽減を図り、疾病予防等に資することを目的として、その家族又は高齢者自身からの日常的な相談に、24時間・365日対応する電話相談を実施している。委託先からの年間報告の「相模原市「ホッと!あんしんダイヤル」平成29年度年間報告書(2017年4月~2018年3月)」によると、「介護に関わる相談28%、介護に関わらない相談72%」という結果も出ており、高齢者やその介護家族からの健康・医療等に関する日常的な相談に対応するという事業の目的からずれている。</p> <p>地域支援事業に該当する事業ではあるが対象となっていない者も含めて実施していると考えられ、介護に関わらない、地域支援事業の対象とならないと考えられる分については、過年度の実績等を考慮して一般会計からの地域支援事業市単独分繰入金を充当すべきと考える。</p>	対応済(R3.3)	令和2年3月、本事業の目的について委託先と共通認識を持つため、「介護に関わる相談」の具体例を示した。また、令和2年4月からは、受電時に「高齢者や介護家族からの健康・医療等に関する日常的な相談以外受けられない」旨の自動アナウンスを流してから相談員につなげることで、相談内容を「介護に関わるもの」、相談対象者を地域支援事業の対象者に限定することができた。

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-32	P144~149	意見	地域包括ケア推進課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>地域包括支援センター運営事業の基本3職種の長期不在について</b></p> <p>地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職を置き、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のための必要な援助、支援を包括的に行う地域包括ケア推進の中核機関として設置するものである。地域包括支援センター運営事業は、市が社会福祉法人、医療法人等に業務委託し、社会福祉法人等が地域包括支援センターにおいて実施するものである。</p> <p>各地域包括支援センターに配置すべき職員については、地域包括支援センター運営事業委託契約書の職員体制の項目によると、常勤の保健師、常勤の社会福祉士、常勤の主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)の基本3職種に、圏域内の高齢者人口に応じ、社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健師、看護師、介護福祉士及び介護支援専門員のいずれかの資格を有する常勤職員あるいは、非常勤職員を配置することが定められている。</p> <p>また、委託契約書では、職員体制を確保できない場合には、委託料の一部を市に返還することを定めている。</p> <p>平成29年度では15の地域包括支援センターで非常勤も含め職員定数の欠員が生じており、職員定数の欠員に対して委託料の一部を市に返還している。特に保健師の欠員が多く、合計で返還額の約半分を占めている。不在期間も長いものでは、保健師が9ヶ月、社会福祉士が10ヶ月と基本3職種が長期に欠けている。</p> <p>ここ数年、職員定数の欠員について委託料を返還しているが、職員の安定的な確保の方法や、委託した法人等が実施した内容について当初計画したサービスのどのくらいが達成できたのかについて市が検討する必要がある。</p>	対応済(R4.4)	<p>地域包括支援センターの運営法人の公募にあわせ、令和3年度から、職員の安定的な確保を図るため、次のとおり職員の処遇改善に向けた見直しを実施した。今後は見直し後の状況を踏まえ、必要に応じ、更なる見直しを行う。</p> <p>&lt;見直し概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の処遇改善を行った場合は、1名あたり30万円を委託料に加算</li> <li>・専門職の負担軽減を図るため、事務職員を配置した場合は、280万円を上限として委託料に加算</li> <li>・欠員に伴う時間外勤務の増加分等については、委託料の返還の対象外とした。</li> </ul> <p>地域包括支援センターの業務の進捗状況は、事業評価のヒアリング等を通じて把握し、ケアプランの点検方法の見直しなど、適宜業務の見直しをしている。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-33	P149~155	意見	介護保険課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>「介護保険要介護認定事務等業務委託」に係る随意契約について(随意契約の期間)</b>                      平成24年度にプロポーザルによる業者選定を行って以降、6年以上同一事業者と随意契約を行ってきた。その間の契約金額を月額で比較すると1.7倍になっている。支出負担行為書などの決裁文書には、金額の妥当性や実質的な契約期間の長さについて説明したものはない。                      介護保険事業に係る事務作業であり、特定の1者しか業務ができないわけではなく、競争性のない随意契約を5年以上にわたって継続してきたことは不適切であった。</p>	対応済(R元.8)	<p>プロポーザルの結果をもって、次年度以降、随意契約を行うことは通常の手順と認識しているが、平成30年度に実施したプロポーザルの仕様書においては、随意契約について最長5年とする旨を明記している。                      契約金額については、次年度予算の積算の段階で、仕様書において積算の根拠となる数量等を示し、委託業者は仕様書を基に実績を勘案し、見積額を算出している。市では、その見積額の根拠等について委託業者に聞き取りを行い、金額等の妥当性を検証したうえで契約を行っており、令和元年度からは、その検証結果についても決裁書類として保存するよう改めた。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-34	P149~155	意見	介護保険課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>「介護保険要介護認定事務等業務委託」に係る随意契約について</b>  <b>(見積金額の妥当性について)</b>                      市は委託先と見積金額と同額で契約を締結している。支出負担行為書の添付ファイルにある予算執行に係る根拠法令等(通常分)の書類では、積算根拠の欄に「別添見積のとおり」と記載されており、委託先の見積書に基づき市の判断で金額を算定したものではない。契約関連書類として支出負担行為書の添付文書の見積書に業務別費用内訳が添付されたのは、平成29年度の契約からである。それ以前には見積書は添付されていたものの見積書の費用内訳となるものは添付されていなかった。                      平成29年度の業務別費用内訳には、業務一覧別に金額は記入されているが、業務量は記載されていないため、例えば前年度と比べて業務量がどれだけ増加しそれにより金額がいくら増加したかなどの関連は不明である。                      プロポーザルで選定した業者であるからという理由のみで価格について検討した証跡がないのは問題である。委託先に業務の効率化を求めるなどの対応を取るべきで、競争性のある入札などを検討すべきである。</p>	対応済 (R元.8)	次年度予算の積算の段階で、仕様書において積算の根拠となる数量等を委託業者に示し、委託業者は仕様書を基に実績を勘案し、見積額を算出している。市では、その見積額の根拠等について委託業者に聞き取りを行い、金額等の妥当性を検証したうえで契約を行っており、令和元年度からは、その検証結果についても決裁書類として保存するよう改めた。

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-35	P158~165	意見	介護保険課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>プロポーザルによる委託候補先の選定について</b>  <b>(金額の評価点について)</b></p> <p>「価格のみによる競争では、所期の目的を達成できないため、企画力、技術力、専門性、実績等を勘案し、総合的な観点から当該業務にふさわしい業者をプロポーザル方式により委託事業者として決定するものである。」ということで、総合評価落札方式により業者選定を行っているが、見積金額に5%の開きがあっても点差がつかない仕組みとなっている。</p> <p>現行のプロポーザルの採点方式は、見積金額の重みがほとんどなく、業務実施等の評価に重きをおいている。相対的な評価に対して客観的ともいえる見積金額の評価ではほとんど得点にならない点が問題である。</p>	対応済 (R元.8)	他市町村や他課が開催したプロポーザルにおける見積金額の配点等を調査し、これを参考に次回プロポーザルにおける評価点を設定することとする。
30-意-36	P158~166	意見	介護保険課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>プロポーザルによる委託候補者先の選定について</b>  <b>(長期契約を前提とした評価について)</b></p> <p>平成30年度に実施されたプロポーザルの実施要領には、最長5年契約であることが明記されており、初年度は提案書の見積額で契約されたが、その後の年度の金額の決定については仕様書等には明記されていない。</p> <p>5年間の契約を前提とするのであれば、5年間の費用総額の提示を求めて評価対象とし、変動要因が発生した場合には契約金額の変更について協議することなど、契約額の見直し条件をプロポーザル実施要領に記載しておくべきと考える。</p>	対応済 (R元.8)	<p>プロポーザルの結果をもって、次年度以降、随意契約を行うことは通常の手順と認識しており、その随意契約の最長期間を5年と定めたものである。</p> <p>また、5年分の費用の総額を評価対象とすることは、他市町村や他課が開催したプロポーザルを参考に次回プロポーザルに向けて検討することとした。</p>

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-37	P158~166	意見	介護保険課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>プロポーザルによる委託候補先の選定について</b>  <b>(プロポーザル実施要領の契約上限額について)</b>                      「相模原市介護保険要認定事務委託等にかかる指名型プロポーザル実施要領」に契約上限額が記載されている。この金額の根拠は、当時業務を受託している業者がいわゆる下見積として提出したものである。見積書の金額は円単位であるが、契約上限は千円単位となっている。                      この業者は、プロポーザルによる選考の結果契約の相手先となったが、契約時に提出された見積書といわゆる下見積の相違は、特記事項の記載の有無のみである。                      現に業務を受託している業者が業務のことを熟知しており、コストの見積が行えることは理解できるが、それがそのまま契約金額となりその後の随意契約の契約金額となることが契約手続として適切なのか疑問が残る。</p>	対応済 (R元.8)	契約金額については、毎年度、見積額の根拠等について委託業者に聞き取りを行い、金額等の妥当性を検証したうえで決定している。なお、令和元年度からは、その検証結果についても決裁書類として保存するよう改めた。



平成30年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
30-意-38	P167~173	意見	介護保険課	<p><b>【介護保険事業】</b>  <b>介護保険料基準額の算定について</b></p> <p>第6期の保険料基準額算定では、保険料収納率はその時点の傾向よりも低い数値が使われていた。第7期の保険料基準額算定では保険料収納率は近似値に修正された。第6期計画期間の保険料基準額の算出に用いられた介護給付費等支払準備基金は17億円であった。これに対して平成29年度末の基金残高(34億円)は推計値よりも倍増しており、(次期)繰越金残高も4億円(繰越金残高から国・県の超過交付分を控除)を超えていることから、保険料基準額が高めに算出された可能性がある。差異原因を把握し保険料基準額の算定に適切に反映する必要がある。また、基金残高と繰越金残高の望ましい水準を決めておく必要があると考える。</p>	対応済(R元.8)	<p>介護給付費等支払準備基金については、介護保険事業計画の各計画期間の終了時点において、残高がないことが望ましいと考えている。第6期においても、この考え方のもと当該基金を取り崩すことを前提に保険料を設定したが、結果として介護サービスの利用が計画値を下回ったことが主な要因で基金残高が増加したものである。第8期計画においては、これまで以上に認定者数や保険給付費等の現状分析に努め、適切な推計のもと、保険料基準額を設定していく。</p>

指摘事項		意見	
措置済	4	対応済	35
未措置	3	未対応	3
合計	7	合計	38